

(参考)

入学金軽減対象者について

軽減金額	対象要件
40,000 円	保護者等の市町村民税の所得割税額が非課税である世帯
34,350 円	生活保護受給世帯
20,000 円	・ 保護者等の市町村民税の課税所得額が 880,000 円未満の世帯 ・ 風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯に属し授業料の納入が困難と認められる世帯 ・ 家計急変世帯として授業料の免除等を受けた世帯 (就学支援金の加算対象として家計急変では不認定となった世帯である場合は、収入減少後の課税所得額推計額が 880,000 円未満となる世帯)

- 補助事業年度に新入生として入学した者であって、当該年度 7 月 1 日時点の世帯状況により判定
- ただし、家計急変世帯として授業料免除等を受けた世帯については、7 月 1 日以降に家計急変し、家計急変世帯として授業料免除等の認定がされた場合は、当該年度の 2 月末までの家計急変である場合に入学金軽減対象者として扱う。